

受動喫煙対策強化に伴う総合庁舎屋内の禁煙化について

改正健康増進法の成立および東京都受動喫煙防止条例の制定に伴い、屋外に喫煙所を新設の上、総合庁舎屋内を禁煙とし建物内の喫煙所を廃止する。

記

1 総合庁舎喫煙所（分煙）

平成31年2月25日現在 8か所

2 喫煙所の新設と廃止について

（1）屋外喫煙所3か所新設（資料1のとおり）

①本庁舎（議会棟）と第三庁舎の間

②第二庁舎駐車場 階段脇

③第三庁舎6階 テラス部分

（2）屋内喫煙所8か所廃止

3 設置経費

4,800千円

東京都補助 10/10

4 実施予定

平成31年4月1日

5 周知について

「広報しながわ」および「区ホームページ」でのお知らせに加え、屋内喫煙所への掲示を行う。

以上

総合庁舎 新規喫煙所設置場所案内図

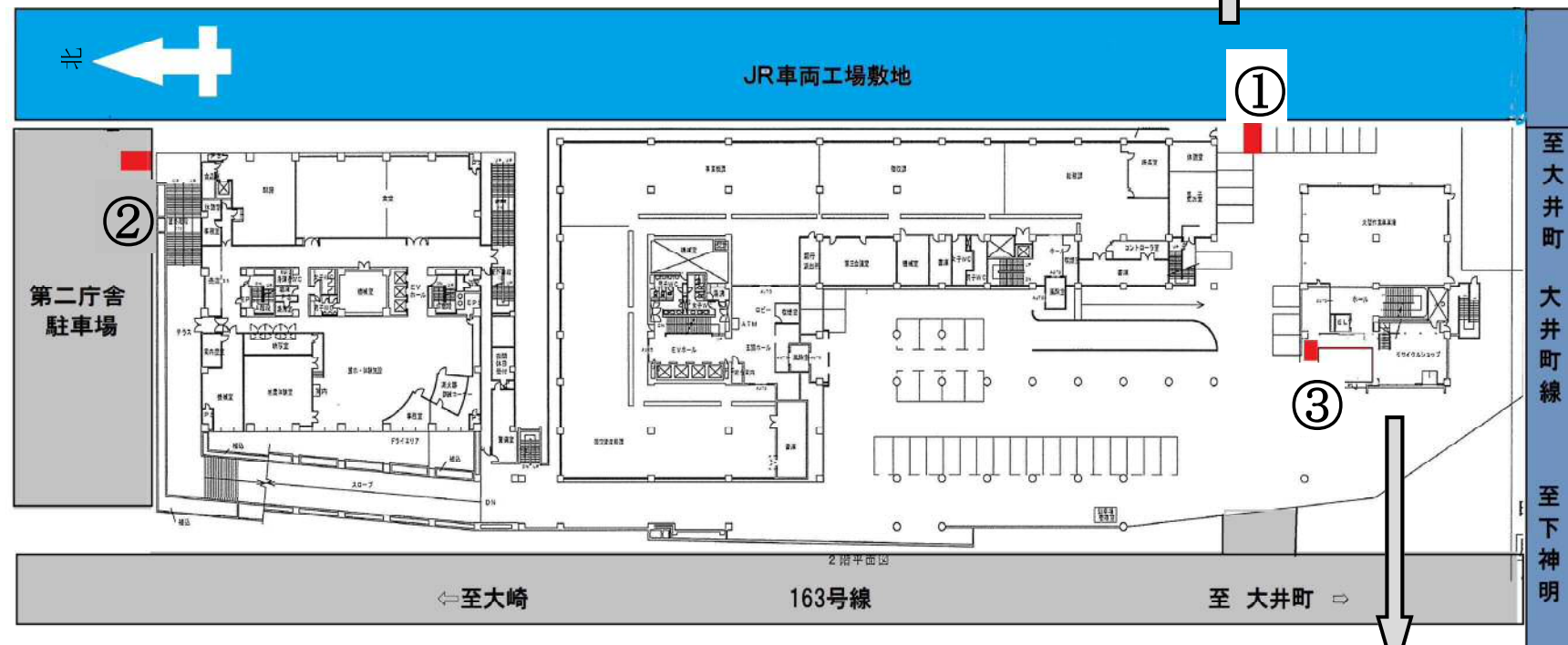
資料 1

品川区役所屋外喫煙所 設置場所

- ① 本庁舎（議会棟）と第三庁舎との間
- ② 第二庁舎駐車場 屋外階段脇
- ③ 第三庁舎6階 講堂横の屋外テラス



① 本庁舎・議会棟横 喫煙所 予定地 駐車場1台分を転用



② 第二庁舎 喫煙所 予定地 駐車場階段脇



③ 第三庁舎 6階 喫煙所 屋外テラス

